

【感染救済給付用】

遺族年金、遺族一時金 請求の手引き

書類の書き方やご不明な点は、下記の救済制度相談窓口までお問い合わせください。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
感染等被害救済制度相談窓口

お問い合わせ先：0120-149-931

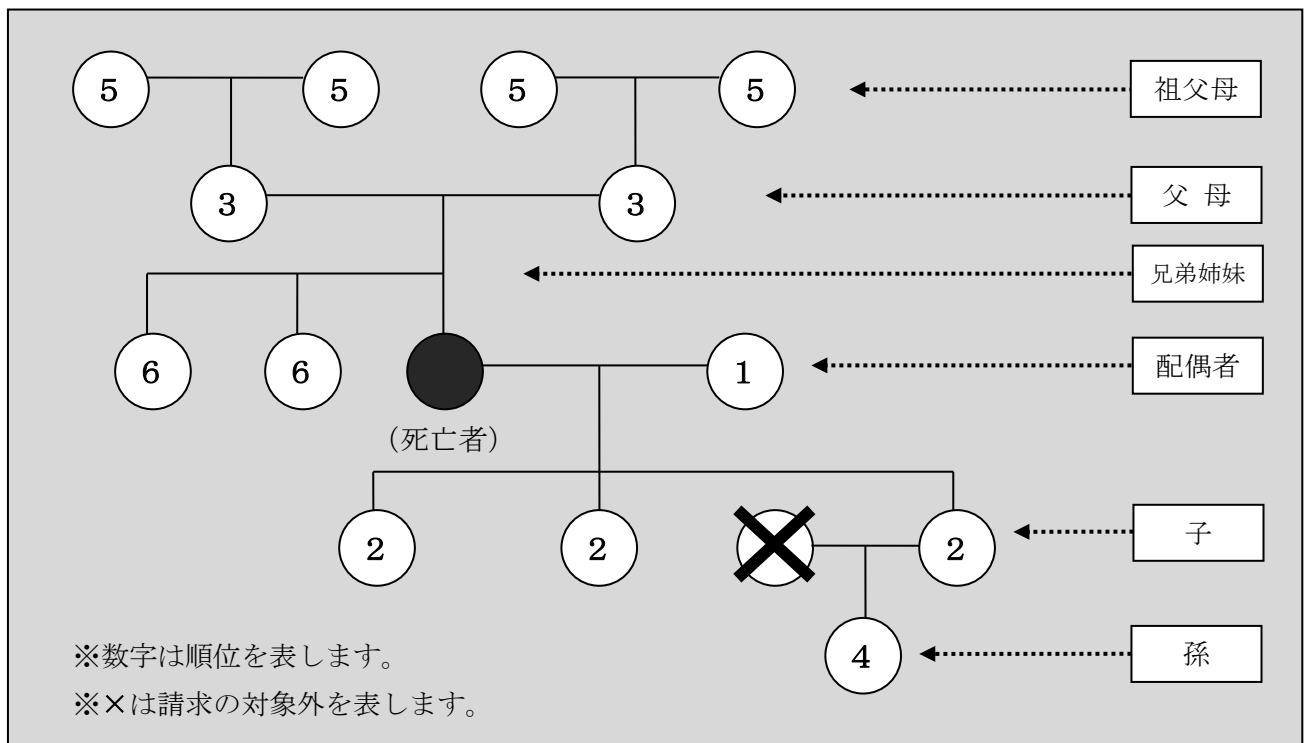
遺族年金、遺族一時金について

平成 16 年 4 月 1 日（再生医療等製品は、平成 26 年 11 月 25 日）以降に生物由来製品（※）等を適正に使用したにもかかわらず、その生物由来製品等を介した感染等によるものとみられる疾病（以下、「感染等による疾病」とします）によりお亡くなりになった場合、次に掲げる遺族が請求できます（以下、お亡くなりになった方を「死亡者」とします）。

（※）生物由来製品とは、人その他の生物（植物を除く）に由来するものを原料又は材料として製造される医薬品や医療機器などのうち、保健衛生上特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものです。

医薬品では輸血用血液製剤やワクチンなど、医療機器ではブタ心臓弁やヘパリンを塗布したカテーテルなど様々な種類のものが指定されています。

【遺族年金又は遺族一時金を請求できる遺族の範囲及び順位】



①配偶者(届け出をしていないが、死亡者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含みます)、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順です。

遺族年金

□死亡者が、一家の生計維持者である場合に該当し、請求できる遺族は、死亡者の死亡の当時、死亡者の収入によって生計を維持していた遺族のうち、『最優先順位の人』となります（**この方を以下「請求者A」とします**）。

ただし、死亡者の死亡の当時、胎児であった子が出生した場合は、その子は死亡者の収入によって生計を

維持していた子とみなされます。

□遺族年金を請求できる先順位の遺族が遺族年金を請求しないで死亡した場合には、次順位の遺族（例：①配偶者が請求をしないまま死亡した場合は、②子）が請求できます（**この方を以下「請求者B」とします**）。

□遺族年金を受給していた遺族が死亡し、その方と同順位の遺族がいない場合には、次順位の遺族（例：遺族年金を受給していた②子が死亡し、その子に兄弟姉妹がいないときは、③父母）が請求できます（**この方を以下「請求者C」とします**）。なお、請求できる遺族は、遺族年金を受給していた遺族がその遺族年金の請求当時に提出していた「課税証明書」又は「非課税証明書」等の書類や当時の「世帯住民票」により、死亡者の収入によって生計を維持していたことが確認できる遺族に限ります（ただし、中学生以下は「課税証明書」又は「非課税証明書」等の提出は不要です）。

□死亡者の死亡の当時、胎児であった子が出生する前に、既に、その子と同順位又は後順位の遺族が遺族年金を受給していたとき、その子が出生した場合には、死亡の当時、胎児であった子が請求できます（**この方を以下「請求者D」とします**）。

※この場合、後順位の遺族が受給していたときは、その遺族には以後、遺族年金は支給されません。

遺族一時金

□死亡者が、一家の生計維持者以外の場合に該当し、請求することができる遺族は、死亡者の死亡の当時、死亡者と生計を同じくしていた遺族のうち「最優先順位の人」となります（**この場合の遺族一時金を以下「全額一時金」といいます**）。

□また、遺族年金を受給していた遺族が死亡し、他に遺族年金を受給することができる遺族がなく、かつ、すでに支給された遺族年金の合計額が「全額一時金」の金額に満たない場合、その差額分を死亡者の死亡の当時、死亡者と生計を同じくしていた遺族のうち遺族年金を受給していた遺族の『次順位（同順位の方がいる場合は同順位）の人』が請求することができます（**この場合の遺族一時金を以下「差額一時金」といいます**）。

請求手続

「請求書」に必要事項を記入のうえ、「診断書」等を添え、郵送にてご提出ください。（書類の受付窓口は設置していないため、必ず郵便等で送付してください。）

請求期限

□遺族年金、遺族一時金（全額一時金）

死亡者の死亡の時から5年以内です。

ただし、死亡の原因となったとみられる生物由来製品を介した感染等による疾病又は障害について、既に P M D A から感染救済給付に係る医療費、医療手当、障害年金又は障害児養育年金の支給の決定があった場合には、その死亡の時から 2 年以内です。

また、正当な理由があるときは、この限りではありません。

□遺族年金（請求者 C の場合）、遺族一時金（差額一時金）

遺族年金を受給していた遺族が死亡した時から 2 年以内です。

また、正当な理由があるときは、この限りではありません。

提出書類

提出する書類	救済給付の種類				遺族年金		遺族一時金	
	請求者 A	請求者 B	請求者 C	請求者 D	全額 一時金	差額 一時金		
【請求書】								
① 感染救済給付用 遺族年金請求書（様式 11-2 の(1)） 感染給付救済用 遺族一時金請求書（様式 11-2 の(2)）	○	○			○			
② 感染救済給付用 遺族年金請求書（胎児用）（様式 13-2）				○				
③ 感染救済給付用 遺族年金請求書（後順位者用）（様式 14-2）			○					
④ 感染救済給付用 遺族一時金請求書（差額一時金用）（様式 15-2）								○
【添付書類】								
⑤ 感染救済給付用 遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書（様式 12-2 の(1)） （ただし、皮膚病変用は様式 12-2 の(2)）	○	○			○			
⑥ 感染救済給付用 投薬・使用証明書（様式 3-2）又は販売証明書（様式 4-2）	○	○			○			
⑦ 「死亡診断書」写し又は「死体検案書」写し等 ※葬祭料、未支給の救済給付と同時に請求する際は、その分も含めて 1 部 ※請求者 C の場合は、遺族年金を受給していた死亡した遺族の分	○	○	○		○			
⑧ 「戸籍謄本」等 ※未支給の救済給付と同時に請求する際は、その分も含めて 1 部	○	○		○	○		○	○
⑨ 収入が記載された「課税証明書」又は「非課税証明書」等（いずれか 1 部）	○	○			○		○	○
⑩ 「お薬手帳」写し又は「薬剤情報提供文書（薬局で渡されるお薬の説明書）」写し （感染の原因と疑われる生物由来製品等が院外処方箋による生物由来製品等の場合）	○	○			○			

PMDA ホームページから様式をダウンロードし入力することで書類を作成することができます。是非ご活用ください。

感染救済 請求書類 で 検索 してください。

提出にあたっての注意事項・補足説明

□全般的事項

▶書類は返却いたしませんのでコピーをお取りください。

▶電子媒体を提出の場合は、可能な限り CD または DVD での提出をお願いします。

▶同順位の遺族（例えば、父母・兄弟姉妹など）が請求するときは、各人がそれぞれ請求書を提出してください。

なお、同時に請求する場合、添付する書類で重複するものは、いずれか一人の請求者が請求書に添えて提出し、その他の請求者は、請求書の余白に、重複するので省略する旨を記載して、提出を省略することができます。

□「遺族年金請求書」又は「遺族一時金請求書」

▶請求者が「遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書」などを参照のうえ、記入してください。

▶請求者が 18 歳未満の方である場合は、請求者名の他に親権者又は後見人が請求に同意する旨を記載し、記名してください。

□「遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書」

▶感染等による疾病で死亡するまでの経過がわかる医療機関（病院、診療所等）に作成をお願いしてください。

□「投薬・使用証明書」

▶「遺族年金・遺族一時金・葬祭料診断書」を作成する医師以外の医師によって投薬・使用（処方せんの交付を含む）された場合に必要です。その生物由来製品等を投薬・使用した医療機関に作成をお願いしてください。

▶投薬・使用した医療機関と感染等による疾病で死亡した医療機関が同一である場合は、提出は不要です。

▶死亡者に、死亡の原因となったとみられる疾病又は障害について、既に P M D A から救済給付の支給の決定があった場合は、提出は不要です。

□「販売証明書」

▶生物由来製品等を処方せんなしで薬局、ドラッグストア等で購入した場合に必要です。その生物由来製品等を購入した薬局、ドラッグストア等に作成をお願いしてください。

▶死亡者に、死亡の原因となったとみられる疾病又は障害について、既に P M D A から救済給付の支給の決定があった場合は、提出は不要です。

□「死亡診断書」写し又は「死体検案書」写し等

▶死亡者の死亡の経緯等を確認するために必要となります。

□「戸籍謄本」等

- ▶ 請求者と死亡者との身分関係を確認するために必要となります。

□請求者と死亡者の生計同一を証明する書類等

- ▶ 請求者と死亡者が同一世帯でなかった場合は、請求者の「世帯住民票」、死亡者の「除票」、生計を同一にしていたことを証明する民生委員等の説得力のある第三者による証明書、生計を同一にしていたことの証拠書類（生活費の一部負担を証明する銀行口座引落関係書類等）、生計同一を主張する根拠となる生活の実態を記載した申立書を提出してください。

- ▶ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一である場合は、請求者の「世帯住民票」、死亡者の「除票」、別世帯となっていることについての理由書を提出してください。

- ▶ 請求者と死亡者が同一世帯であった場合で、他に世帯を異にし、生計も同一にしていなかったが住所が住民票上同一であった方がいた場合は、上記に準じて、請求者や死亡者の「世帯住民票」や「除票」、別世帯となっていることについての理由書を提出してください。

※ 請求者や死亡者の「住民票」や「除票」については、その一部の情報について P M D A にて住民基本台帳上の情報から確認しますので、原則ご提出不要です。ただし、上記の例のように、世帯住民票に記載されている方を特定する必要があるような場合は「世帯住民票」や「除票」をご提出いただく場合もございます。

□「課税証明書」又は「非課税証明書」等収入が確認できる証明書（いずれか 1 部）

- ▶ 遺族年金の請求の際に、請求者が死亡者の死亡の当時、死亡者の収入によって生計を維持していた遺族であるかを確認するために必要となります。

なお、遺族一時金は「遺族年金を受けることができる遺族がないとき」に請求できますが、その確認のために、遺族一時金の請求の際にも必要となります。ただし、死亡者が中学生以下の場合は不要です。

- ▶ 「世帯住民票」に記載されている方全員分及び死亡者分を提出してください。収入がない方は「非課税証明書」を提出してください。ただし、中学生以下の方は不要です。

- ▶ 「課税証明書」又は「非課税証明書」等は、死亡した前年の収入の状況が確認できるものとなります。

（例）令和 5 年に死亡した場合→令和 4 年の収入が確認できる「令和 5 年度課税証明書」又は「非課税証明書」等となります。

□「お薬手帳」写し又は「薬剤情報提供文書（薬局で渡されるお薬の説明書）」写し

- ▶ 原因とみられる生物由来製品等が院外処方箋の場合は、ご提出ください。

□その他

- ▶ 請求者が死亡者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合には、その事実を証明する書類の提出が必要となります（内縁関係にあった請求者と死亡者双方の父母・祖父母、媒酌人若しくは民生委員等による証明書又は内縁関係にあったことが分かる手紙等）。

- ▶ 2 次感染等の場合は、事例によって必要な書類が異なりますので、P M D A までご連絡ください。

決定・支給

- ▶ P M D Aは、厚生労働大臣へ請求に係る死亡が生物由来製品等を介した感染等によるものであるか否かなどについて判定の申出を行い、その判定結果をもとに支給の可否を決定し、「決定通知書」として書面で通知します。
- ▶ 遺族年金、遺族一時金の支給は、請求者本人名義の口座に振り込みます。「決定通知書」に同封する「受給者銀行口座届」により届け出ていただきます。

給付額

□遺族年金

R8.4.1～
年額 2,748,000 円（月額 229,000 円）

※同順位の遺族が2人以上いる場合は、請求者の人数で除して得た額が各人の支給額となります。

<支給期間>

①請求者A及び請求者Bの場合

10年間

ただし、死亡者が障害年金を受給していた場合は、10年から障害年金の受給期間（この期間が7年を超えるときは、7年）を控除して得た期間となります。

②請求者Cの場合

①の場合の支給期間 - 先順位の遺族の受給期間

③請求者Dの場合

①の場合の支給期間 - 同順位又は後順位の遺族の受給期間

□遺族一時金

R2.4.1 ～R4.3.31	R4.4.1 ～R5.3.31	R5.4.1 ～R6.3.31	R6.4.1 ～R7.3.31	R7.4.1～ ～R8.3.31	R8.4.1～
7,372,800 円	7,358,400 円	7,542,000 円	7,783,200 円	7,992,000 円	8,244,000 円

※お亡くなりになった日が属する期間の金額になります。

※同順位の遺族が2人以上いる場合は、請求者の人数で除して得た額が各人の支給額となります。

その他

- ▶ 遺族年金又は遺族一時金を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供したり、又は差し押さえたりすることはできません。
- ▶ 支給された遺族年金又は遺族一時金は、課税の対象とはなりません。
- ▶ 決定内容に不服がある場合には、厚生労働大臣に対し、審査を申し立てることができます。また、申立て

により意見陳述をすることができます。

- ▶ 請求者がお亡くなりになった場合は、PMDAまでご連絡ください。請求者や振込口座の変更等、別途手続きが必要となります。

提出先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）

健康被害救済部給付課 感染給付係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

T E L 0120-149-931 （初回請求の方はこちらの救済制度相談窓口へご相談ください）

03-3506-9413 受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

9時30分～12時、13時～17時

※必ず郵送等で提出してください。

救済制度について

PMDA ホームページで救済制度の仕組み、請求手続、請求書類ダウンロード等のご案内をしております。

詳しくは [感染 救済](#) または [PMDA](#) で [検索](#) してください。